

令和7年度 第1回 下野市地域自立支援協議会 次 第

【日時】 令和7年5月27日（火）

13時30分～15時50分

【場所】 庁舎203会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 部長あいさつ
4. 自己紹介
5. 会長・副会長の互選
6. 会長・副会長あいさつ
7. 議事

第1部 全体会

- (1) 会議運営に関する確認事項／下野市地域自立支援協議会の構成と役割 (資料 1-1～1-3)
- (2) 下野市地域自立支援協議会 令和6年度事業報告および令和7年度事業計画 (資料 2-1～2-2)
- (3) 障がい者優先調達 令和6年度実績報告および令和7年度推進方針 (資料 3-1～3-2)
- (4) しもつけしハートフルプラン 令和6年度評価および第7期計画 (資料 4)
- (5) 下野市障がい児者相談支援センター 令和6年度業務実績および令和7年度計画 (資料 5)
- (6) 障がい福祉サービス等の情報提供 (資料 6)
- (7) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について (資料 7)
- (8) その他

<休憩>

第2部 部会

- (1) 部会（相談支援／就労／こども）：令和6年度評価及び令和7年度目標
具体的な活動内容について
- (2) 発表

8. 閉会



東の飛鳥プロジェクトご紹介ページ



○下野市地域自立支援協議会条例

平成25年3月22日

条例第7号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び総合支援法第89条の3第1項の規定により、下野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 市町村相談支援機能強化事業等による市の相談支援体制支援に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所関係者
- (2) 障害者支援施設及び福祉サービス事業所関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 障害者及びその家族又は関係団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(分科会)

第7条 協議会に、特定の障害者福祉サービス等の検討を行うため、分科会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市地域自立支援協議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

下野市地域自立支援協議会の会議運営に関する確認事項について

1 会議について

- (1) 会議は、原則として公開する。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないことができる。この場合、会議の非公開の決定は、会長が会議に諮って行う。

2 会議資料について

会議資料については、原則として会議終了後、市ホームページ及び社会福祉課において公開する。

3 傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況等を勘案して、会長があらかじめ傍聴を認める定員を定める。
- (2) 会議の傍聴を希望する者が、定員を超えるときは、先着順により決定する。
- (3) 傍聴人が、会議の録音、写真撮影(ビデオ撮影を含む)等を希望する場合は、あらかじめ会長の許可を得るものとする。

4 会議録の作成について

- (1) 会議終了後事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
 - ② 議題
 - ③ 傍聴人の数
 - ④ 審議内容（原則として発言委員名を明記し、発言の要点のみ記載する。）
 - ⑤ その他、必要な事項
- (2) 会長は、毎回の会議において会議録署名人2名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- (3) 会議録は、会議資料とともに市ホームページにおいて公開するとともに、社会福祉課において閲覧に供する。

自立支援協議会について

共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協同する
地域の関係者によるネットワーク＆プロセス

地域の障害福祉のシステムづくりの中核的役割を担う自立支援協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における自立支援協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和6年4月1日に施行にあわせて改正されました。

あらためて市町村自立支援協議会に求められる主な機能を整理するとともに、機能を発揮する上で必要な自立支援協議会の効率的な運営やその体制強化に関する事項が留意点として示されています。

自立支援協議会に求められる各機能は、一つひとつ単独で働くのではなく、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。自立支援協議会の機能を発揮するための要素として、「情報」「調整」「社会資源」「人材確保・育成」「権利擁護」「評価」の6つの観点から整理されました。

【自立支援協議会の主な機能】

主な機能
① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
④ 地域における関係機関の連携強化
⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
⑦ 都道府県協議会との連携 等

【留意点】

◆効果的な協議会の運営

- ・専門部会等の設置、定期的開催
- ・市町村担当部署と基幹相談支援センターの共同による事務局

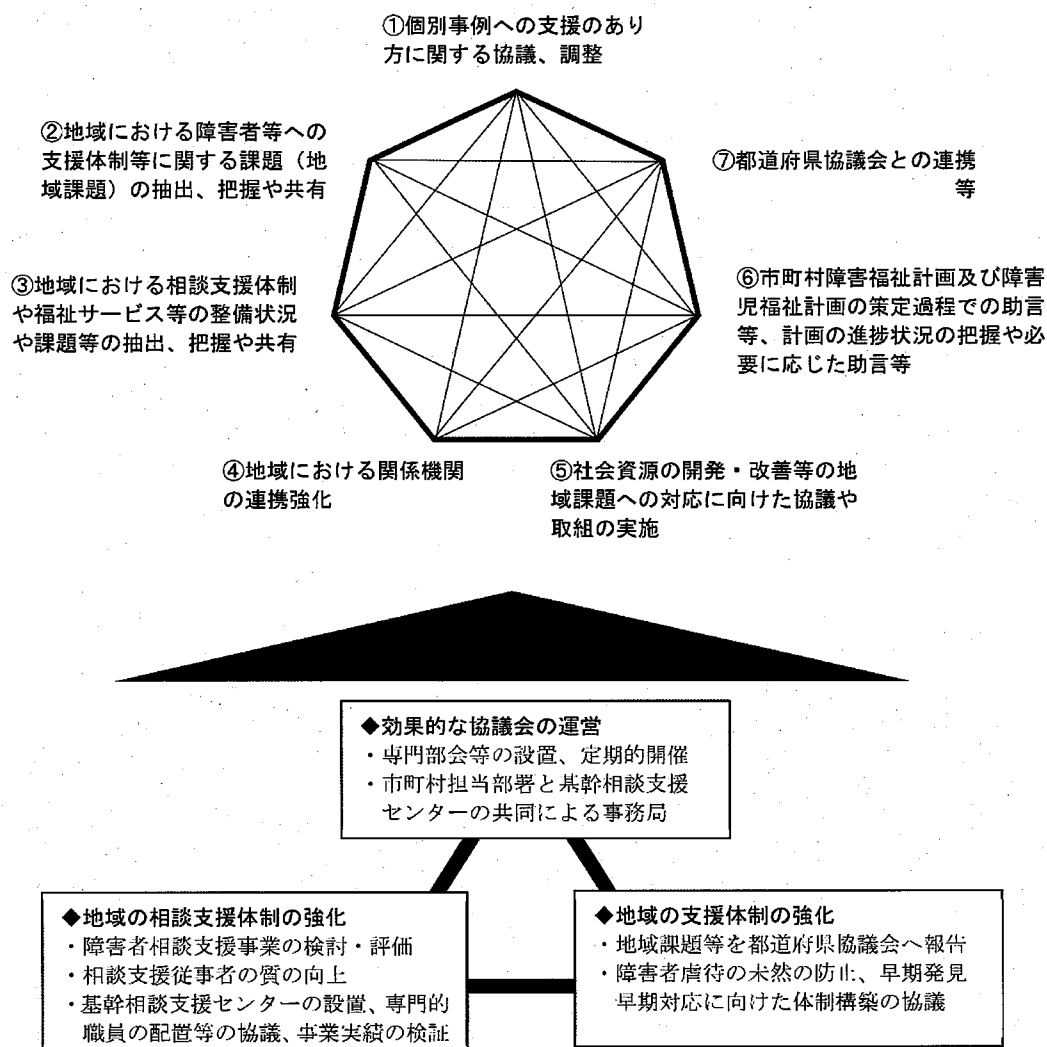
◆地域の相談支援体制の強化

- ・障害者相談支援事業の検討・評価
- ・相談支援従事者の質の向上
- ・基幹相談支援センターの設置、専門的職員の配置等の協議、事業実績の検証

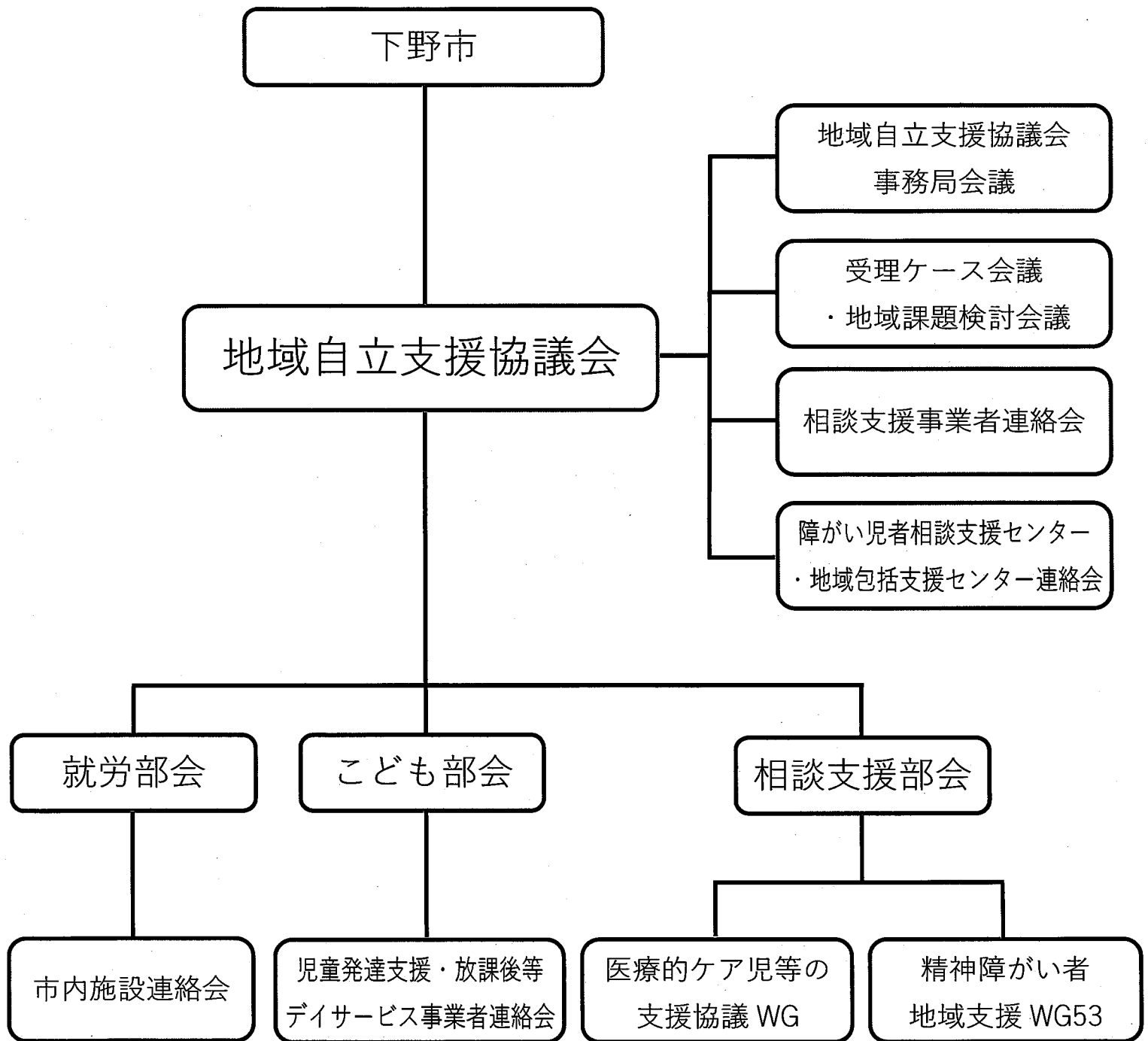
◆地域の支援体制の強化

- ・地域課題等を都道府県協議会へ報告
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見早期対応に向けた体制構築の協議

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 26 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より作成



下野市地域自立支援協議会の構成図



1. 協議会

(1) 第1回下野市地域自立支援協議会 【令和6年5月16日(水) 庁舎203会議室】

- 会議運営に関する確認事項／下野市地域自立支援協議会の構成と役割
- 令和5年度事業報告、および令和6年度協議会事業計画
- 障がい者優先調達 令和5年度実績報告、および令和6年推進方針
- しもつけしハートフルプラン 令和5年度評価および第7期計画
- 障がい児者相談支援センター 令和5年業務実績、および令和6年度計画
- 障がい福祉サービス等の情報提供
- 3分科会（相談支援／就労／こども）： 令和5年度評価及び令和6年度目標について

(2) 第2回下野市地域自立支援協議会 【令和6年7月31日(水) 庁舎203会議室】

- 相談支援部会からの報告
- こども部会からの報告
- 下野市障がい児者相談支援センター活動報告
- ふくしフェスタについて
- 3分科会（相談支援／就労／こども）： 令和6年度活動内容について・発表

(3) 第3回下野市地域自立支援協議会 【令和6年10月29日(火) 庁舎203会議室】

- しもつけふくしフェスタ実施報告
- 相談支援部会からの報告
- こども部会からの報告
- 就労部会からの報告
- 下野市障がい児者相談支援センター活動報告
- 障がい者週間について
- 障害者虐待の受理状況及び障害者差別解消法にかかる相談受理状況報告
- 3分科会（相談支援／就労／こども）： 令和6年度活動進捗と令和7年度課題と取組

(4) 第4回下野市地域自立支援協議会 【令和6年3月4日(火) 庁舎203会議室】

- 障がい者週間について
- 障害者優先調達について
- 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
- 障害者虐待の受理状況及び障害者差別解消法にかかる相談受理状況報告
- 下野市障がい児者相談支援センター活動報告及び新規事業所紹介
- こども部会からの報告
- 相談支援部会からの報告
- 就労部会からの報告
- 3分科会（相談支援／就労／こども）： 令和6年度活動評価・令和7年度課題への取組

2. ワーキング

下野市精神障がい者地域支援 WG 5・3

(1) 第12回 【令和6年5月24日(金) 市庁舎201会議室】

- ケース報告
- 精神障がい者の地域移行支援におけるWGとしての支援実施について
- 居住支援法人の増加による協力体制の検討
- 受理ケース会議における地域課題、支援の中で感じた課題について意見交換

(2) 第13回 【令和6年9月10日(火) 市庁舎201会議室】

- ケース報告
- 地域移行終結ケース現状報告・振り返り
- 居住支援法人等がWGに参加することについての意見交換
- 居住支援法人との協力体制における検討継続

(3) 第14回 【令和6年12月19日(木) 市庁舎201会議室】

- ケース報告
- 居住支援法人、不動産業者による賃貸契約の課題と動向について
- 今後の取組・課題に対する意見交換

下野市医療的ケア児等の支援協議 WG (コアメンバー)

(1) 第12回 【令和6年7月5日(金) 市庁舎302会議室】

- あいせんの森保育園見学の感想共有
- 医療ケア児の避難行動個別計画の進捗状況
- 医療ケア児の相談支援専門の課題
- 市の現状(保育園など)と今後の方向性について

3. その他

受理ケース・地域課題検討会議 【月1回開催】

- 下野市市社会福祉課、下野市障がい児者相談支援センター、県南健康福祉センター、県発達障害者地域支援マネージャーが参加
- ケース検討のため、必要に応じて関係機関が出席

市内施設連絡会

(1) 第1回 【令和6年5月1日(水) 市庁舎301会議室】

- 各事業所の近況報告
- 優先調達目標額の設定
- 販売スケジュール等の確認
- 令和6年度各種イベントについて
- 収支決算報告

(2) 第2回 【令和6年10月23日(水) 市庁舎302会議室】

- 令和6年度 障害者週間の販売会について
- 新規事業所設置予定、障がいサービス情報公開、今後の販売活動について

(3) 第3回 【令和6年12月19日(木) 市庁舎201会議室】

- 障がい者週間の振り返り
- 次年度の活動について

下野市相談支援事業者連絡会【年6回】

【第1回】

令和6年5月15日(水) 15:00～16:30 / 市庁舎302会議室 / 12名参加

- ◆介護保険への「移行のてびき」
- ◆センターによる事業所訪問の結果共有
- ◆業務上で様々な事業所と関わる中で、課題だと感じる事

【第2回】

令和6年7月17日(水) 15:00～16:30 / 市庁舎302会議室 / 11名参加

【内容】

- ◆新規障がい福祉サービス事業所等の情報共有
- ◆計画書の記載事項について

【第3回】

令和6年9月25日(水) 15:00～16:30 / 市庁舎201会議室 / 10名参加

【内容】

- ◆【GH】ルアナハウス鹿沼、(株)ギャラリーハウスのPR
- ◆近隣の新規福祉サービス事業所、下野市児発・放デイリーフレット等、情報共有
- ◆業務の効率化についての意見交換
- ◆近隣市町の支給決定について情報交換

【第4回】

令和6年11月15日(水) 15:00～16:30 / 国分寺公民館203会議室 / 8名参加

- ① 市障がい児者相談支援センターによる市内事業所の巡回結果を共有
- ② 就労選択支援(令和7年10月～)について

◆概要の確認

◆利用者が適切にステップアップを図れるように、相談支援専門員としてサポートが必要

③ 介護保険への移行・併用ケースで困った事例

◆併用ケースでトータルマネジメントの責任の所在が曖昧になった

◆介護保険優先の原則について、ケアマネが理解していない場合がある

④ 情報共有・意見交換

◆自死ケースについて

【第5回】

令和7年1月15日（水）15:00～16:30／市庁舎203会議室／4名参加

① 介護保険への移行・併用ケースで困った事例

◆介護保険のサービス利用で自己負担が発生することに、本人が納得できない。

◆ケアマネの動きを知ることと、自分の相談支援専門員としての役割を伝えることが難しかった。

② 情報共有・意見交換

◆就労Bの在宅利用について

◆ヘルパーの人手不足について

【第6回】

令和7年3月19日（水）15:00～16:30／市庁舎203会議室／12名参加

(1) 相談支援専門員初任者研修受講者フォローアップ研修報告

(2) 下野市障がい福祉施設従事者研修報告

(3) 就労選択支援の研修

【内容】就労選択支援について基本的な事項を学ぶ（講師：一般社団法人 Bridge 山口理貴氏）

令和6年度 下野市介護保険・障がい福祉合同研修会

（主催：下野市障がい児者相談支援センター・地域包括支援センター連絡会）

【日時】令和7年2月19日（水）13:30～14:30

【場所】市庁舎303・304会議室

【参加者数】53名（ケアマネ、相談支援専門員）

【目的】◆65歳で障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する流れについて学ぶ

◆「移行のてびき」の周知

【内容】◆架空事例を用いて、併用給付、上乗せ給付のそれぞれのパターンを確認

◆質疑応答

【第1回】

下野市児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会【令和6年6月12日（火） 市庁舎203会議室】

●設立の経緯と目的について

●各事業所の情報交換

●今後の活動案について意見交換（ガイドブック作成）

【第2回】

下野市児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会【令和6年12月16日（月） きらら館 健診室】

●研修会「家族まるごと支援の時代に考える発達特性とは」

講師：自治医科大学とちぎ子ども医療センター 倉根 超先生

令和7年度 下野市地域自立支援協議会 事業計画（案）

1. 協議会

《本会議・分科会》

開催回	日にち	場所
第1回	令和7年 5月27日（火）	庁舎203会議室
第2回	令和7年 7月29日（火）	庁舎203会議室
第3回	令和7年11月 4日（火）	庁舎303会議室
第4回	令和8年 3月 3日（火）	庁舎203会議室

《事務局会議》

開催回	日にち	場所
第1回	令和7年 5月9日（金）	庁舎301会議室
第2回	令和7年 7月8日（火）	庁舎202会議室
第3回	令和7年10月7日（火）	庁舎301会議室
第4回	令和8年 2月3日（火）	庁舎202会議室

2. ワーキング

下野市精神障がい者地域支援 WG53・下野市医療的ケア児等の支援協議 WG
 ※内容については今後検討予定

3. その他

受理ケース・地域課題検討会議

- ◆毎月第1木曜（5・12・1月は第2木曜） 庁舎201会議室ほか

障がい児者相談支援センター・地域包括支援センター連絡会

- ◆第1回 令和7年6月18日（水） 庁舎202会議室
- ◆第2回 令和7年9月18日（木） 庁舎202会議室
- ◆第3回 令和7年12月18日（木） 庁舎202会議室

下野市相談支援事業者連絡会

- ◆令和7年5月15日（水） 庁舎203会議室
- ◆令和7年7月17日（水） 庁舎302会議室
- ◆令和7年9月25日（水） 庁舎302会議室

市内施設連絡会

- ◆第1回 令和7年5月19日（月） 庁舎301会議室
- ◆ほか、随時開催予定

下野市児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会

- ◆令和7年6月30日（月） 庁舎203会議室
- ◆ほか、年度後半に1回開催予定

下野市障がい者優先調達推進方針に基づく調達実績の推移

1 発注実績

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標額	1,700,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,400,000円	1,480,000円
実績額	1,741,763円	1,415,856円	1,241,139円	1,388,450円	1,438,315円	1,577,553円
物 品	1,194,363円	916,496円	790,908円	823,731円	839,093円	937,493円
役 務	547,400円	499,360円	450,231円	564,719円	599,222円	640,060円
達成率	102.5%	108.9%	95.5%	106.8%	102.7%	106.6%

2 主な発注内容

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
物 品						
お茶・パン・野菜	1,084,363	603,976	625,228	649,823	661,353	678,233
雑貨	110,000	312,520	165,680	173,908	177,740	259,260
役 務						
公園管理・園路清掃・施設敷地内除草業務	399,000	310,000	310,000	335,550	310,000	310,000
エコキヤップ分別	77,500	82,000	46,500	82,500	72,500	68,500
封詰め業務	4,900	0	0	0	0	0
印刷物	66,000	107,360	93,731	128,669	173,602	175,560
その他役務	—	—	—	18,000	43,120	86,000

令和 7 年度下野市障がい者優先調達推進方針（案）

令和 7 年 5 月 27 日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品または役務（以下「物品等」という。）とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次の通りとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※以下のいずれの条件も満たす事業所）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 日用品類（被服、旗類等）
- ・ 農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・ 普及・啓発用品類
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 資源回収作業（機密文書裁断等）
- ・ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等）
- ・ 施設・公園等の除草・清掃作業
- ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を、下野市自立支援協議会において協議の上、設定し実施する。
- (2) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに、とちぎセルプセンターと連携し、庁内に情報提供する。
- (3) 本方針の推進のため、全庁的な連携・協力のもと、継続的な体制の整備に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

8 調達の目標

令和7年度調達目標を次の通り設定する。

目標額 1,600,000円

(内訳)	・ 物品	950,000円
	・ 役務	650,000円

9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

I 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値

国の定める基本指針にて示された目標及び県が示した本県の特殊事情を勘案して算出した目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 目標値の見直し

- ①一般住宅等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和 4 年度時点の施設入所者の 6% 以上を、令和 8 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。
- ②令和 4 年度時点の施設入所者のうち、グループホーム等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和 4 年度末から 5% 以上減らすことを目標とします。

項 目	目標値	R6	備 考
地域生活への移行者数	4 人	0 人	令和 4 年度時点の施設入所者(60 人)の 6% 以上を地域生活へ移行
施設入所者数	57 人	63 人	施設入所者数を令和 4 年度末(60 人)から 5% 以上減らす

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 取組強化

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場（精神障がい者地域支援ワーキンググループ 53）を設置しており、今後は、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう支援体制の整備に努めます。

項 目	現状値(R4)	R6	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の 1 年間の開催回数	3 回	3 回	4 回
当事者及び家族を含めた保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8 人	8 人	9 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	5 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0 人	0 人	2 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	38 人	52 人	40 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	4 人	3 人	4 人

(3) 地域生活支援の充実 新規項目

地域生活支援拠点等について、機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行うとともに、拠点の数を拡充することを目指す。さらにコーディネーターを配置し社会資源の活用、関係機関との連携を進め、効果的な支援体制を構築できるよう機能の充実に努めます。

また、強度行動障害のある方の支援ニーズ等の調査を実施し、障がい特性に適した支援体制について検討します。

項 目	現状値(R4)	R6	目標値
地域生活支援拠点の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所
コーディネーターの配置	0 人	0 人	1 人

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 目標値の見直し・新規項目追加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年中に一般就労に移行する方について現状値を踏まえ「8人」を目標とします。その内、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を下表のとおり目標とします。また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数についても新たに把握していきます。加えて、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るために「就労選択支援事業」を活用し働き方の選択を支えていきます。

これらのほか、関係機関と連携し、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援を実施するとともに、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。また、下野市障がい者優先調達推進方針に基づき、市内障害者就労支援施設等の受注機会の拡大に努めます。

項 目	現状値 (R4)	R6	目標値	備 考
一般就労移行者数	7 人	6 人	8 人	令和3年度実績の2.6倍 (1.28倍以上が基本)
就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	3 人	2 人	3 人	令和3年度実績の1.5倍 (1.31倍以上が基本)
就労継続支援A型事業から の一般就労移行者数	3 人	4 人	4 人	令和3年度実績の4倍 (1.29倍以上が基本)
就労継続支援B型事業から の一般就労移行者数	1 人	0 人	1 人	令和3年度実績の2倍 (1.28倍以上が基本)
就労定着支援事業の利用者数	3 人	4 人	3 人	令和3年度実績の1.41倍 (1.41倍以上が基本)
就労定着率が7割以上の就労定 着支援事業所の割合	—	—	25%	基本指針に基づく

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

取組強化

令和 8 年度末までに市内または県南障害保健福祉圏域内に、児童発達支援センターと、重症心身障がい児を支援する障害児通所支援施設の確保を目標としていきます。

市内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場である医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループでの協議継続と、医療的ケア児等コーディネーターの継続的な養成と効果的配置について検討します。

保育所等の利用中または利用予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援体制の構築に努め、保育所等の安定した利用を促進します。

項 目	現状値(R4)	R6	目標値
児童発達支援センター	0 箇所	0 箇所	1 箇所
重症心身障がい児を支援する 障害児通所支援施設	1 箇所	1 箇所	2箇所

(6) 相談支援体制の充実・強化等

新規項目追加

令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターの機能を有する下野市障がい児者相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するため主任相談支援専門員を計画的に確保するよう体制整備に努めます。

また、地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に努めます。

項 目	現状値 (R4)	R6	目標値
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	40 件	50 件	48 件
地域の相談支援事業所への人材育成の支援件数	8 件	10 件	12 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24 回	20 件	36 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	12 回	12 回
障がい児者相談支援センターにおける主任相談支援専門員の確保	1 人	2 人	2 人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

取組強化

障害福祉サービス等が多様化する中で、障害者総合支援法の具体的内容を理解し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。そのためには、相談支援専門員を計画的に養成し、利用者のニーズに沿った計画作成が必要です。さらに、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項 目	現状値 (R4)	R6	目標値
相談支援専門員の養成人数(初任者)	3 人	0 人	毎年 3 人 ずつ
障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加延べ 人数	6 人	7 人	7 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を 共有する体制の有無及び実施回数	1 回	1 回	2 回

下野市障がい児者相談支援センター

令和 6 年度業務実績 および 令和 7 年度計画

1. センターの機能・役割

① 障がい児者や家族等からの相談に応じる	◆個別ケースの相談支援
	◆各関係機関からの相談対応
	◆受理ケース会議、相談支援事業者連絡会等の運営
	◆障がいに関する普及啓発（障がい福祉セミナー、広報誌等）
	◆虐待や差別事例への対応、および防止のための取り組み
② 障がい児者が暮らしやすい地域づくり	
	等

2. 職員体制

下記の市内および近郊の福祉施設、精神科病院から 1 名ずつ出向。

なお、R7 年度からは洗心会を除く 3 名体制となっている。

- ◆社会福祉法人はくつる会 工房つばさ
- ◆医療法人心救会 小山富士見台病院
- ◆社会福祉法人洗心会 サンフラワー療護園
- ◆医療法人朝日会 朝日病院

3. 令和 6 年度の主な活動

(1) 個別支援 ※件数は次項

(2) 地域自立支援協議会および関連会議・ワーキングの事務局

- ◆地域自立支援協議会および事務局会議（年 4 回）
- ◆受理ケース会議・地域課題検討会議（年 12 回） ◆相談支援事業者連絡会（年 6 回）
- ◆障がい福祉施設従事者研修（管理者・従事者各 2 回） ◆市内施設連絡会（年 3 回）
- ◆児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会（年 2 回）
- ◆精神障がい者地域支援ワーキング 5 3（年 3 回）
- ◆医療的ケア児等の支援協議ワーキング（年 1 回）

(3) イベント・研修

- ◆障がい福祉セミナー「共生社会の実現に向けて～障害者差別解消法とは～」
- ◆障がい福祉セミナー「精神障がい者の当事者座談会」（しもつけふくしフェスタにて）
- ◆障がい福祉セミナー「障がいのあるお子様のためのお金と法律知識」
- ◆障がい者週間オリジナルポスター
- ◆虐待防止法・差別解消法 普及啓発（チラシ・ウェットティッシュ配布）
- ◆障がい福祉施設従事者研修（管理者・従事者向け各 2 回：相談支援部会）
- ◆障がい者の就労支援についての研修・意見交換会（就労部会）
- ◆発達障がい基礎研修「あの子をもっと知るために」（こども部会）

(4) その他

- ◆障がい福祉瓦版（広報誌：年 12 回） ◆精神保健福祉家族会（年 2 回）
- ◆相談支援初任者研修修了者のフォローアップ（3 名）
- ◆相談支援専門員に対する助言、情報共有（随時） ◆他部署・他機関主催の会議等

4. 個別支援の実績

(1) 実人数

	障がい児	障がい者	不明	小計	合計		
石橋地区	12	78	0	90	235	新規 89	
国分寺地区	4	48	0	52		男	女
南河内地区	10	70	0	80		116	118
市外	1	10	0	11		不明 1	
不明	0	2	0	2		前年比 -3	
小計	27	208	0				

内訳： 障がい種別

	障がい児	障がい者	不明	小計
身体障がい	0	20	0	20
知的障がい	9	36	0	45
精神障がい	1	124	0	125
発達障がい	14	15	0	29
高次脳機能障がい	0	3	0	3
重症心身障がい	1	1	0	2
難病	0	3	0	3
その他	2	2	0	4
不明	0	4	0	4

(2) のべ件数

	障がい児	障がい者	不明	小計	合計	
石橋地区	64	950	0	1,014	3,263	前年比 +319
国分寺地区	21	1,169	0	1,190		
南河内地区	149	858	0	1,007		
市外	1	44	0	45		
不明	0	7	0	7		
小計	235	3,028	0			

内訳： 支援方法

	障がい児	障がい者	不明	小計
訪問	14	316	0	330
来所	16	233	0	249
同行	4	46	0	50
電話	29	849	0	878
電子メール	3	246	0	249
個別支援会議	10	54	0	64
関係機関	159	1,284	0	1,443
その他	0	0	0	0

内訳： 支援内容

	障がい児	障がい者	不明	小計
福祉サービスの利用等に関する支援	187	1,405	0	1,592
障がいや病状の理解に関する支援	7	180	0	187
健康・医療に関する支援	19	324	0	343
不安の解消・情緒安定に関する支援	3	441	0	444
保育・教育に関する支援	4	2	0	6
家族関係・人間関係に関する支援	7	95	0	102
家計・経済に関する支援	0	209	0	209
生活技術に関する支援	3	172	0	175
就労に関する支援	1	118	0	119
社会参加・余暇活動に関する支援	0	2	0	2
権利擁護に関する支援	0	17	0	17
その他	4	63	0	67

(3) 特記事項

- ◆のべ件数増加の一因として、ケースの特性（メール・TELが多い）が考えられる。
- ◆精神障がい、発達障がいの相談が増加傾向。
- ◆支援内容では、「健康・医療に関する支援」が増加傾向。

5. 個別ケースから把握した地域課題および“あったらいいな”

① 支援関係者の資質向上

- ◆支援員やサービス等管理責任者が、本人の特性を理解できていない事例があった。
- ◆アセスメント力や権利擁護の視点など、支援者側の資質向上が必要。
- ◆指定特定事業所の動きが十分でなく、当センターの介入が必要になる事例があった。

② 支援機関の連携

- ◆精神保健は障がい福祉だけではなく、高齢や子育てなど、あらゆる分野に関係するという共通認識が必要。
- ◆措置入院に至る前に、病院と地域が連携してサポートできるとよい。
- ◆中学や高校卒業後に支援が途絶えると、その後問題が大きくなってから表出する場合がある。
- ◆介護保険への移行や、障がいサービスとの併用がスムーズにいかないことがある。
- ◆対応を丸投げせず、丁寧に引き継ぎをするべき。

③ 親なきあと

- ◆親子の共依存関係が緩和されず、親なきあとについて考えることが難しい。
- ◆短期入所の利用勧奨が必要。
- ◆家族が健在なうちから、障がい者本人の最期の迎え方や財産処分について、学習できる機会が必要。
- ◆持ち家で独居、親族とも疎遠の障がい者が亡くなった場合、ライフラインや家の処分をする人がいない。

④ その他

- ◆障がい、介護ともに、ヘルパーの人材が不足している。
- ◆グループホームの費用が高額で、年金2級ではまかなうことができない。
- ◆家族が反対しているという理由だけで、精神科病院を退院できない現実がある。

⑤ あったらいいな

- ◆中途の視覚障がい者が白杖を購入した際に、使い方の講習案内を病院や業者から行う。
- ◆事業所に所属していなくても、障がい者が作った作品の展示・販売の機会がある。
- ◆グループホームの特徴をまとめた資料があると、選ぶ際に役立つ。
- ◆年末年始等、長期休業中のセーフティネット拠点の確保。
- ◆転居前に住宅環境（段差解消など）を整えられる仕組み。
- ◆本人の話を聞いたり、余暇時間（犬の散歩）を一緒に過ごしてくれるボランティア。
- ◆家族のレスパイト先。
- ◆市内近郊の心療内科クリニックにセンターをPR。

6. 令和7年度計画

(1) 個別支援

主な地区担当：【石橋】小川 【南河内】手塚 【国分寺】鈴木

(2) 地域自立支援協議会および関連会議・ワーキングの事務局

- ◆地域自立支援協議会（5/27、7/29、11/4、3/3）および事務局会議
- ◆受理ケース会議・地域課題検討会議（月1回）
- ◆相談支援事業者連絡会（5/14、9/24、1/21）
- ◆障がい児者相談支援センター・地域包括支援センター連絡会（6/23ほか2回） ※事務局=高齢福祉課
- ◆市内施設連絡会（5/19ほか）
- ◆児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会（6/30 or 7/7ほか1回）
- ◆精神障がい者地域支援ワーキング53
- ◆医療的ケア児等の支援協議ワーキング

(3) イベント・研修

- ◆障がい福祉セミナー ①障害者差別解消法（6/6） ②精神障害者ピアサポーター座談会（しもつけふくしフェスタ） ③親なきあと（12/3）
- ◆障がい者週間オリジナルポスター
- ◆虐待防止法・差別解消法 普及啓発（チラシ・ウェットティッシュ配布）
- ◆障がい福祉施設従事者研修（管理者・従事者向け各2回）：相談支援部会
- ◆就労部会研修「就労選択支援について」（4/25）
- ◆発達障がい基礎研修「あの子をもっと知るために」：こども部会
- ◆相談支援専門員初任者研修修了者に対するフォローアップ研修

(4) その他

- ◆障がい福祉瓦版（年3回）
- ◆相談支援専門員に対する助言、情報共有（随時）
- ◆精神保健福祉家族会（7/31、1/22）
- ◆他部署・他機関主催の会議等

神経難病・重度心身障がい者専門ホーム

ABCリビング下野自治医大 ご案内資料



2025年8月OPEN!!



アトラクションホールディングスについて



Attraction
Holdings

ホールディングス
各社のご紹介

医療

有限会社ケイコム
訪問看護ST椎路を運営
静岡県東部・埼玉県
高齢・障害・難病に対する
看護及びリハサービスを提供

※医療・看護連携で
より重度者のサポート枠
を広げる予定

※精神科訪問看護
を展開予定

介護

合同会社ほっとすまいる
重度訪問介護事業を運営
神奈川県横浜市
難病ALSの利用者を中心に
24hの介護サービスを提供

ALS及び神経難病ホーム
ABCリビング

～開所準備中～

岐阜県・静岡県
群馬県・宮城県
神奈川県・千葉県
新潟県・栃木県

関東・東北・北陸
エリアに出店拡大



株式会社アトラクションホーム
障がい者グループホーム及び通所事業
埼玉県 3拠点
岐阜県 2拠点

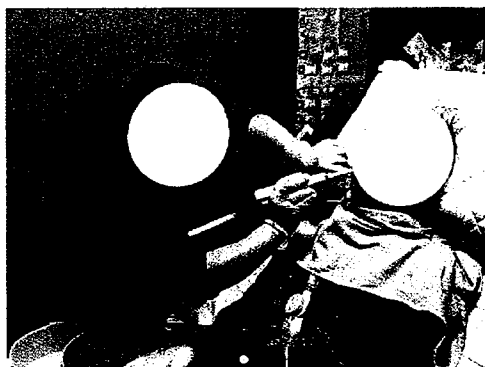
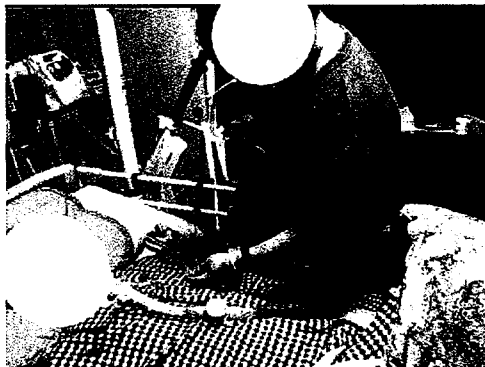
今後関東・東北・北陸エリア
に出店拡大予定

グループ各社で培った看護・介護・ホーム運営ノウハウで社会課題を解決

2 ABCリビング（ナーシングホーム）について



“利用者様像”



3 ABCリビング（ナーシングホーム）について

“ご入居対象の方”

■ ALS及び神経難病の方・重度心身障害・医療的ケアが必要な方

「神経難病・身体障害の例」

筋萎縮性側索硬化症（ALS）/多発性硬化症/脊髄小脳変性症

多系統萎縮症/筋ジストロフィー

頸椎損傷C4以上の方・気管切開をしており頻回な痰吸引が必要な方

■ 気管切開をされている方・人工呼吸器管理が必要な方

■ 自立支援給付を受けている方

糖尿病・インスリン ☐

胃ろう ☐

☐

カテーテル・尿バルーン ☐

ストーマ・人工肛門 ☐

人工呼吸器 ☐

☐

ペースメーカー ☐

褥瘡・床ずれ ☐

たん吸引（頻回含む） ☐

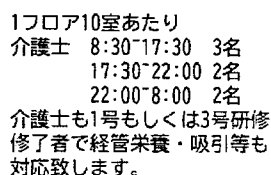
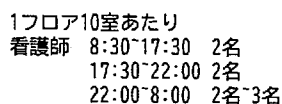
鼻腔・経管栄養 ☐

気管切開 ☐

中心静脈栄養 ☐

☐

人工透析 ☒



看護＝１フロア１０室に対して、日勤・夜勤とも常時２名以上を配置。
介護＝１フロア１０室に対して、日勤２名・夜勤３名以上を配置。
リハ職＝１フロア１０室に対して、日勤１名を配置

都市ガスエリアとなりますが、災害時の対策としてプロパンガスを採用しています。
また、非常用電源として、Jackery2000Proを採用予定です。（人工呼吸器を38h程度稼働させることができ、太陽光での電源設備の充電が可能です）

5

- “特徴 1” 安心の看護・介護体制をとっています。24時間10名の利用者様に対して、看護師2名以上、介護士3名程度でサポートします。
- “特徴 2” 介護士全員が医療的ケアの専門研修を受講しています。気管切開後の頻回な痰吸引が必要な方におすすめです。
- “特徴 3” 提携医療機関の往診対応が可能です。24時間緊急時でも対応いただけます。
- “特徴 4” 居室は全て8帖以上なので、広々した空間で生活ができます。バリアフリー・機械浴も設置しているため、全身麻痺の方も入浴可能。
- “特徴 5” ベットでの寝たきりではなく、毎日車椅子への移乗、お散歩など、日々を楽しんでいただけるご支援を実施します。

- ・在宅での24時間のご家族様の介護が困難な方
- ・病院からの医ケア対応が可能な施設への退院を検討されている方
- ・重度心身障害を抱えられており、在宅でのケアが困難な方
- ・障害を抱えられており、医療的ケアが必要となった方

施設名 : ABCリビング下野自治医大
 定員 : グループホーム10名・短期入所1名
 対象者 : 難病及び重度心身障がい者・医療的ケアが必要な障がい者
 住所 : 栃木県下野市小金井2282-7 (地番表示)
 開所時期 : 2025年8月1日 開所予定
 見学可能時期 : 2025年6月中旬から見学が可能です

入居費 : 27,700円 ※市区町村補助1万円を減額した費用

水道光熱費 : 18,000円

日用品費 : 4,000円

入居費に用いる費用 : 49,700円 (月額)

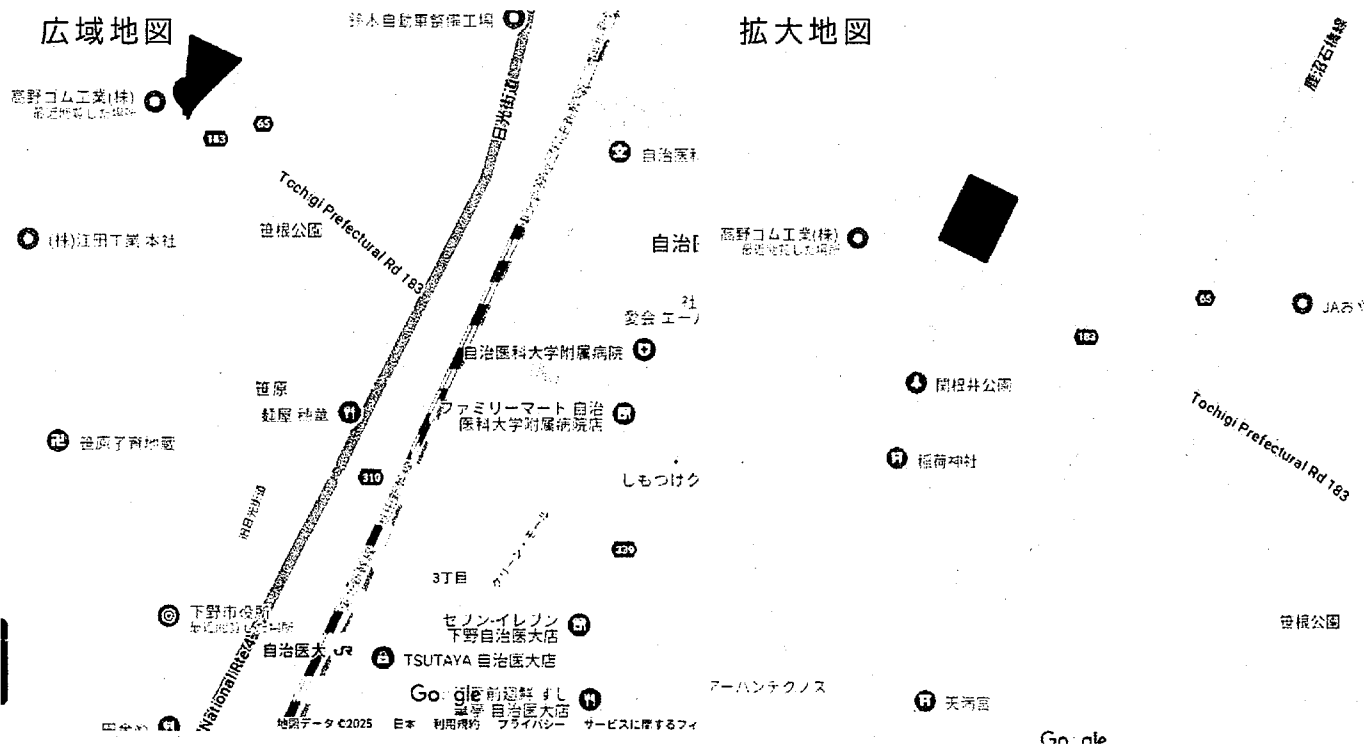
その他※希望者のみ : 経管栄養で医療処方の方は食費無料です。

その他 : 介護ベット・エアマットレンタルが居室に設置済みです。

その他※希望者のみ : 生体管理システム 3,300円/月

24時間365日看護師・介護士を4名以上配置し、
 ご支援にあたらせていただきます。

特に日勤帯は5名以上を想定し、夜間帯は看護師2
 名・介護士2名の4名体制で、医療ケア・リハビリケ
 ア・日常ケアを実施致します。



自治医大駅より徒歩15分程度

自治医科大学付属病院まで車3分程度

ナビで検索いただく場合、高野ゴム工業様を目印
 にお越しいただくと、道路向かいにございます。

連絡先 ABCリビング地域連携部 (担当: 田中)

TEL: 0120-799-381 MAIL: nyuukyosoudan@attractionhd.co.jp

多機能型事業所

重症心身障がい児者デイサービス

俱 に

～ と も に ～

児童発達支援

放課後等デイサービス

生活介護

営業日	月～金曜日（土・日・祝日休）	
営業時間	9:00～17:00	
サービス提供時間	児童発達支援	9:00～13:00
	放課後等デイサービス	13:00～17:00
	生活介護	10:00～16:00

定員：10名

〒329-0412

栃木県下野市柴 769-126

事業所長 古内 三基子

管理者 櫻井 恵子

TEL：0285-39-8730

FAX：0285-39-8720

（5月15日以降 開設予定）

新規事業所（令和7年5月現在）

資料6

種別	添付	名称	所在地	開所	備考
グループホーム	○	ABCリビング大野自治医大	下野市 小金井	R7年8月	日中サービス支援型。定員10名。難病、重度心身、医療的ケア対応。短期入所併設。
グループホーム		ソーシャルインクルーホーム 真岡荒町	真岡市 荒町	R7年5月	日中サービス支援型。短期入所併設。 定員は男女各10名。
グループホーム		ソーシャルインクルーホーム 宇都宮西川田3丁目	宇都宮市 西川田	R7年7月	日中サービス支援型。短期入所併設。 定員は男女各10名。
就労B		キャリアカク小山駅	小山市 中央町	R7年3月	パソコン（文字入力、SNS運用等）。
就労B		VERY BERRY	栃木市 西方町	R7年5月	いちご、なす等の栽培。
児発・放デイ 生活介護	○	俱に～ともに～	下野市 柴	R7年6月	重度心身、医療的ケア対応。定員10名（児5・者5）。
児発・放デイ		ふくらFriends すずめの宮	宇都宮市 さつき	R7年6月	重度心身、医療的ケア対応。

令和 6 年度 下野市地域自立支援協議会 部会評価シート

分科会名	相談支援部会
構成メンバー（敬称略）	藤田（部会長）、篠崎、井上、鈴木、寺内、早乙女、 大嶋（コーディネーター）
事務局	増淵 手塚
【目標①】 相談支援体制のフォローアップ 【取り組み内容（予定）】 ●今年度より初任者研修受講者のフォローアップ研修を実施予定。 ●3年支援を計画している。 【取り組む理由】 ●障がい児者相談支援センターが支援者のバックアップ機能を有しているが、困難ケースが増加しており、初任で始めた相談員の負担が大きくなっている。 ●複雑多岐に渡るケースに直面した際の対応に、苦戦するという意見が多くある。初任者研修受講者のフォローアップ研修を実施する事で、相談支援専門員としての基礎やノウハウを強化でき、自信に繋がると思われる。	
実施内容	
●支援などについてのチェックシート作成。自己評価と合わせて支援者評価も実施した。年1回振り返りを行う。 ●半年に1回ケースの振り返りを実施。 ●年1回座談会実施。3年未満の相談員の集まりの場を作り、1人職場でも相談できる仲間ができるように支援する。その他に支援の振り返りや相談の基盤が構築できるような支援を心掛けている。	
評価	
A B C	
評価の理由	
●取り組み間もない為、今後フォローを受けた方達から意見を集めフォロー体制について見直していく必要があるため。 ●実践を通じたフォローアップの方が評価のしやすさが感じられるため。	

【目標②】**グループホーム支援者のフォローアップ****【取り組み内容（予定）】**

- 施設への現況調査（アンケート方式）を実施する。
- 現況調査（アンケート方式）結果を管理者用と従事者用で分けて集計する。
- 集計後に施設で「困っている事」や「あったらいいな支援」など「必要な職員支援」を検討し研修会などを実施できるようにフォローを行う。

【取り組む理由】

- 市内でグループホームが増加し、無資格での支援者が増えた事による介護支援不安が増悪している様子が見受けられるため。
- グループホームにおける支援の質の向上を目的としている。

実施内容

- R6 年度 施設管理者研修と従事者研修を共に 2 回ずつ実施した。

評価

A

・

B

・

C

評価の理由

- 下野市内の事業所がほぼ全て参加して頂けた。
- スキルアップに繋がった事と他事業所との繋がりができた。
- 研修の実施ができた事。
- 研修を通して支援に活かせたか、ブラッシュアップが必要。
- 各事業所職員全員が参加出来る様に継続していきたい。

令和 7 年度 下野市地域自立支援協議会 部会目標シート

分科会名	相談支援部会
構成メンバー（敬称略）	藤田（部会長）、篠崎、井上、鈴木、寺内、早乙女、大嶋（コーディネーター）
事務局	小林・手塚
【目標①】 相談支援体制のフォローアップ（継続） 【取り組み内容（予定）】 ●今年度より初任者研修受講者のフォローアップ研修を実施予定。 ●3 年支援を計画している。 【取り組む理由】 ●障がい児者相談支援センターが支援者のバックアップ機能を有しているが、困難ケースが増加しており、初任で始めた相談員の負担が大きくなっている。 ●複雑多岐に渡るケースに直面した際の対応に、苦戦するという意見が多くある。初任者研修受講者のフォローアップ研修を実施する事で、相談支援専門員としての基礎やノウハウを強化でき、自信に繋がると思われる。	
【目標②】 施設従事者のフォローアップ（継続） 【取り組み内容】 ●「管理者」と「従事者」の研修会を実施しフォローを行う。 【取り組む理由】 ●市内でグループホームが増加し、無資格での支援者が増えた事による介護支援不安が増悪している様子が見受けられるため。 ●グループホームにおける支援の質の向上を目的としている。	

【目標③】

地域活動支援センターゆうがおの周知やあり方について

【取り組み内容（予定）】

- 相談部会で見学し活動の内容を把握する
- 「ゆうがお」の日を一般公開する
- 地域住民のボランティア育成
- WGで「ゆうがお」メンバーを交えて相談会を実施する。

【取り組む理由】

- 周知されていない現状がある。
- 共生グループでひきこもり相談が増えた。「ゆうがお」を上手く利用したい
- 「ゆうがお」職員より活動内容の相談があったため。

令和 6 年度 下野市地域自立支援協議会 部会評価シート

分科会名	就労部会
構成メンバー（敬称略）	加藤（部会長）、鱒渕、山城、粥見、野中、藤澤、福田
事務局	阿久津(前回 欠席)、小川(前回 欠席)、福田
【目標①】 企業との連携強化を図る（継続） 【取り組み内容】 ●障がい者の就労支援についての研修・意見交換会を実施した。 【取り組む理由】 ●障がいのある方が一般企業で働くこと、働き続けることを目指すために就労等にかかる現状や課題について協議する必要がある。 ●制度や取り組みについての知識を深め、障がい者雇用の理解促進および関係機関等との連携強化を図る。	
実施内容	
●国分寺特別支援学校の野中先生から、支援学校から就労までの流れを講義していただいた。 ●県南圏域障害者就業・生活支援センター「めーぷる」の梁島センター長から、就労事業所との連携について講義をしていただいた。 ●グループワークにおいても、活発な意見交換ができ概ね好評だった。 ●就労支援事業所、福祉事業所等が 25 名参加した。 ●就労事業所の情報交換などを行った。	
評価	
A B C	
評価の理由	
●事業所間(A 型、B 型)で意見交換を行い、互いの現状について状況共有ができた。 ●各事業所の就労支援の現状、障害雇用に向けた支援の困難、就労支援アセスメントの視点などについて協議できた。 ●普段交流のすることのない事業所と顔合わせする事ができ、その後の事業所見学に繋がった。 ●現場の声が聞けて良かった。 ●(野中先生)ニーズにあわせた講義ができて良かった。また、国特支卒業後の「めーぷる」との連携に関する説明を受け、障害者雇用に向けた支援を理解する事ができた。	

【目標②】

市広報誌に障がい者雇用関連の記事を掲載する（障害者週間）

【取り組み内容】

- 障がい者の就労支援についての研修・意見交換会について掲載した。
- そらイロの山城委員が記事を作成した。
- 市広報紙、12月号に掲載した。

【取り組む理由】

- 障がい者雇用の理解・促進のため。

実施内容

- 就労部会のメンバーの持ち回りで、記事を作成した。
- 福祉的就労から一般就労への移行についての実態を協議した。

評価

A

・

B

・

C

評価の理由

- 記事の掲載は履行している。
- 広報誌の記事の評価を確認するのは難しいが、記事を読んだ市民から児者センターに「福祉的就労を検討したい」と相談があった。
- 記事全体をわかりやすくし、就労支援等につながる契機になると良い。

令和 7 年度 下野市地域自立支援協議会 部会目標シート

分科会名	就労部会
構成メンバー（敬称略）	野中（部会長）、鱒渕、山口、藤澤、福田、本橋、粥見
事務局	阿久津、小川
【目標①】 企業との連携強化を図る（継続） 【取り組み内容】 ●就労選択支援についての講義・研修会を開催する。 ●講師：一般社団法人 Bridge 代表理事 山口理貴氏 ●日時：令和 7 年 4 月 25 日(金)14：00～16：00 ●場所：下野市役所 304 会議室 【取り組む理由】 ●就労選択支援制度が令和 7 年 10 月 1 日から始まる。基本的な制度の理解を習得する必要がある。 ●市内就労事業所と相談支援専門員の連携を図り、就労選択支援の学びを深める機会とする。	
【目標②】 市広報誌に障がい者雇用関連の記事を掲載する（障害者週間） 【取り組み内容（予定）】 ●就労部会のメンバーで、記事掲載を継続していく。 ●記事の内容は、就労選択支援についての講義・意見交換会の実施報告を掲載する。 ●今回は、藤澤委員が記事を作成する。 【取り組む理由】 ●障がい者雇用の理解・促進のため。 ●福祉的就労から一般就労への移行に繋がると良い。	

令和 6 年度 下野市地域自立支援協議会 部会評価シート

分科会名	こども部会
構成メンバー（敬称略）	山家（部会長）、佐藤、水本、本田、小林、阿部
事務局	北野、石川、鈴木
【目標①】 学童保育や児童館の支援員が、発達障がい（グレーゾーン）について理解を深める 【取り組み内容（予定）】 ●令和 7 年 2 月に、発達障がいについての研修を実施。 ●令和 6 年度と同様に、グループワークを中心とした構成とする。 ●学校教育サポートセンターの石川先生が退職されたため、改めて講師を選定する。 【取り組む理由】 ●共働き家庭の増加で、学童を利用する児童が増加し、それに伴いグレーゾーンのお子さんも増えているが、学童の支援員数は限られている。 ●グレーゾーンのお子さんへの理解を深めることで、支援員の負担を軽減し、本人や家族が学童を利用しやすくすることを目指す。 ●グループワークで他の施設と交流を持つことで、支援員の資質や意欲の向上が期待できる。	
実施内容 ●令和 7 年 2 月 28 日、石橋公民館にて学童、児童館の支援員を対象に「発達障がい基礎研修会『あの子をもっと知るために』」を実施。48 名が参加。 ●栃木県発達障害者支援アドバイザー派遣事業を活用し、作新学院大学の高浜教授を講師に迎えた。 ●発達障がいの基礎的な事項を学びながら、実際に本人がどのように見て、感じているのかを、グループワークを通して体験した。	
評価 A ・ B ・ C	
評価の理由 ●アンケートで「体験することで、より深く学ぶことができた」「とても分かりやすく、具体例が豊富で楽しい研修だった」等の感想が多く、満足度も 94 %が「とても良い」、6 %が「良い」と回答した。 ●これまでにないスタイルの研修だったが、自ら体験することで、より実感を伴った理解につながったと考えられる。先生の語り口が軽快で、全体的に笑いも多かった。	

【目標②】

児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会の基礎づくり

【取り組み内容（予定）】

- 下野市児童発達支援・放課後等デイサービス事業者連絡会を年2回開催。
- 1回目（6月）の連絡会で、「下野市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所紹介」のリーフレット（A4サイズ裏表）を作成。保護者や相談支援専門員等が手に取りやすい形を模索する。
- 2回目以降の連絡会の内容は、参加者の意見を踏まえて決定する。

【取り組む理由】

- 市内に児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所が増加している。
- 相互に連携することで、支援技術や資質の向上を目指す。
- 利用者が適切な事業所を選択するために、情報へのアクセスを容易にする。

実施内容

- 第1回連絡会を令和6年6月12日に実施。12事業所16名が参加。事業所紹介のリーフレットの校正、学校との連携に関する意見交換を行った。
- 令和6年8月にリーフレットを発行。市ホームページにも掲載した。
- 第2回連絡会を令和6年12月16日に実施。こばと園の保護者研修会に参加する形とした。自治医科大学とちぎ子ども医療センターの倉根先生による「家族まると支援の時代に考える発達障がいとは」を聴講した。

評価

A

・

B+

・

C

評価の理由

- リーフレットは見やすく、使いやすいものにすることができた。2次健診でも活用している。
- 学校との連携について意見交換をすることができたが、今後どのように発展させていくべきか、方向性が定まっていない。
- 第2回の連絡会（研修）は、内容は分かりやすく好評だったが、「保護者がいたため質問しづらかった」との意見も聞かれた。

【目標③】

教員の発達障がいや福祉サービスに対する理解を深める

【取り組み内容（予定）】

- 学校教育課で実施している教員向けの研修において、発達障がいや福祉サービスについて取り上げる。
- 8月20日の教員向け研修（インクルーシブ研修）、もしくは6月11日のコーディネーター研修で実施。

【取り組む理由】

- これまで実施した学童の支援員向けの研修や、児発・放デイ連絡会の中で、学校との連携を求める声が多かった。
- 発達障がいや放デイについて、教員が学ぶ機会が少ない。
- 教員は多忙であり、こども部会単独で研修を実施することは難しいため、既存の研修枠を活用する。

実施内容

- 令和6年8月20日に学校教育課で実施した教員向け研修（インクルーシブ研修）で、こばと園の福田心理士が登壇し、愛着障がいについて講義をした。

評価

A · B · C

評価の理由

- 実際に愛着障がいと思われる児童に接している参加者も多く、内容は好評だった。
- 夏休み中の研修（自由参加）であり、参加者が少なかった。
- 周知を早める、開催時期をずらす、校長会や教頭会に協力を仰ぐなど、何らかのアプローチが必要。

令和 7 年度 下野市地域自立支援協議会 部会目標シート

分科会名	こども部会
構成メンバー（敬称略）	山家（部会長）、蓮見、水本、本田、那須野、阿部
事務局	増渕、石川、鈴木
【目標①】 学童保育や児童館の支援員が、発達障がい（グレーゾーン）について理解を深める 【取り組み内容（予定）】 ●令和 7 年 2 月頃に、発達障がいについての研修を実施。 ●栃木県発達障害者支援アドバイザー派遣事業を活用。 ●令和 6 年度の高浜先生の研修が好評だったが、同内容でよいかは検討が必要。 【取り組む理由】 ●共働き家庭の増加で、学童を利用する児童が増加し、それに伴いグレーゾーンのお子さんも増えているが、学童の支援員数は限られている。 ●グレーゾーンのお子さんへの理解を深めることで、支援員の負担を軽減し、本人や家族が学童を利用しやすくすることを目指す。 ●グループワークで他の施設と交流を持つことで、支援員の資質や意欲の向上が期待できる。	
【目標②】 児童発達支援・放課後等デイサービスと学校との連携 【取り組み内容（予定）】 ●児発・放デイ事業所が支援学校や支援学級を見学できるように、各関係機関と調整を図る。 ●特別支援教育コーディネーター研修（学校教育課主催）の講師や内容案について検討。 【取り組む理由】 ●障害のあるこどもが地域において切れ目なく支援が受けられるように、文部科学省と厚生労働省より、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」を推進するよう求められている。 ●これまで実施した学童の支援員向けの研修や、児発・放デイ連絡会の中でも、学校との連携を求める声が多かった。 ●特に放デイと学校では活動時間が異なり、さらに教員が多忙であることから、連携が取りづらい。 ●発達障がいや放デイについて、教員が学ぶ機会が少ない。	

日中サービス支援型共同生活援助の(自立支援)協議会等への 評価等について(根拠法令等)

1 評価根拠

指定基準省令第 213 条の 10 により、日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)を行う事業者は、日中サービス支援型共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、年に1回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされている。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

【第 213 条の 10】

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第 89 条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月6日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

【運営に関する基準】 地域との連携等(基準第 213 条の 10)

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の3第1項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議(以下「協議会等」という。)に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及びアの地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、規則第 34 条の 19 第1項第 18 号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11 において準用する基準第 75 条第2項の規定に基づき、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする

日中サービス支援型グループホームの評価等について

1 日中サービス支援型グループホームに対する評価等の流れ

- ・日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められている。
- ・本市においては「下野市地域自立支援協議会」において評価を行うこととする。
- ・事業者の評価までの流れについては、次のとおりとなる。

(1) 指定を希望する事業者に対する評価等に関する説明

- ・評価を希望する事業者から、社会福祉課に日中サービス支援型の評価に係る相談があれば、下野市地域自立支援協議会において毎年評価が行われることと、評価に当たり社会福祉課において事前審査が行われることを説明。

(2) 事業者の事前審査

- ・当該グループホームは、必要書類(様式 1.2)を揃え下野市自立支援協議会事務局である社会福祉課へ 6 月までに提出する。社会福祉課において事業者から聞き取り等を行い、審査のうえ内容に問題がなければ協議会委員へ第 2 回会議において評価書類の提供を行う。

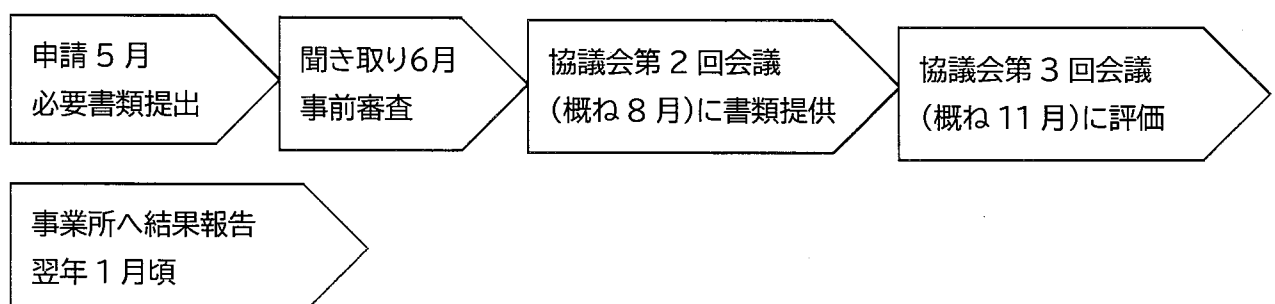
(3) 当協議会での評価

- ・第 3 回会議が開催される当協議会において、当該グループホームの運営状況について、評価(必要に応じて要望、助言等)を行う。
- ・以後は、1年毎に当協議会において評価を行う(問題があるホームの場合など必要に応じて1年後を待たず再評価を実施することを検討する)。

(4) 事業者への評価結果の通知

- ・事業所から提出された「実施状況報告書」をもとに評価し、必要な要望、助言等を行い事業者へ様式 3 を以って通知する。

※【例】5 月に指定申請があった場合の評価等のスケジュール例



(様式1)

日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書

年 月 日

下野市地域自立支援協議会 御中

(申込者)

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等について、関係書類を添付して報告します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 事業の開始年月日

(添付書類)

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業評価シート

項目	【事業所記入欄】			
1.施設概要	法人名			
	事業所名			
	事業所所在地			
	定員（共同生活援助）		人	
	定員（短期入所）		人	
	共同生活住居数		戸	
	【住居名】		【定員数】	
			人	
			人	
			人	
2.人員配置	管理者		人	(資格内容)
	サービス管理責任者		人	(資格内容)
	【日中】			
	世話人（2人以上）	(実配置職員数)	人	(資格内容)
		(常勤換算後)	人	(資格内容)
	生活支援員（1人以上）	(実配置職員数)	人	(資格内容)
		(常勤換算後)	人	(資格内容)
	【夜間】			
	世話人	(実配置職員数)	人	(資格内容)
		(常勤換算後)	人	(資格内容)
	生活支援員	(実配置職員数)	人	(資格内容)
		(常勤換算後)	人	(資格内容)
3.利用者の状況	支援区分	身体障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）	
		知的障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）	
		精神障害 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）	
		難病等 総数 人	区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 主なサービスの種類（ ）	
	年齢		60代以上： 人、50代： 人、40代： 人、30代： 人、 20代： 人、10代： 人	
	利用者の障害特性等	医療的ケアの必要な者： 人		
		強度行動障害のある者： 人		
		精神障がいのある者： 人		

(様式3)

令和 年 月 日

御中

下野市地域自立支援協議会

会 長 鱒淵 泰子

(公印省略)

日中サービス支援型共同生活援助 評価結果通知書

日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等の報告を受け、協議会で協議した結果、下記
のとおり評価したので通知します。

記

1. 事業所名	
2. 事業所所在地	
3. 評価結果	

日中サービス支援型共同生活援助運営評価視点

項目	☒	求められる状態像	【事業所記入欄】 現状及び課題 具体的事例・内容など	【地域協議会記入】 要望・助言・評価 問題がない場合は□にチェック）
基本方針	☐	利用者の意思及び人格を尊重し、すべての職員が人権意識を持ってサービスを提供しているか。		□問題なし
	☐	求められる日中サービス支援型グループホーム事業について正しく理解し、適切な運営体制の構築に努めているか。		
	☐	業務継続計画（BCP）は策定されているか。	（計画内容について）	
	☐	障害福祉サービス等情報公表システム（通称：WAMNET）にて、必要な情報を更新しているか。	（取組実績について）	
	☐	重度化、高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない利用者を積極的に受け入れられる体制（ハード面、ソフト面含む）が整っているか。	（取組実績について）	
設備の確保	☐	スロープ、手すり、点字、エレベーター、スプリングラー、介護用浴槽、介護用寝台、車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレなど、利用者の障がい特性や利用者の重度化、高齢化に配慮した設備環境を整えているか。	（設備図面の提出や設備の分かる資料）	□問題なし
人材確保 育成の ための取組 み	☐	従業者の資質向上のため、重度の障がい特性や、高齢化に伴い発生するニーズ・課題等に対応できる研修体制を整えているか。	（実施した研修会等の実績）	□問題なし
	☐	特に、強度行動障害や、精神疾患に起因する不穏時、緊急時の対応方法（幻覚・妄想、希死念慮、自傷行為等）について正しく理解し、共有しているか。	（共有方法、共有実績内容等）	
	☐	必要な専門性を意識した採用を行っているか。		
	☐	職員のストレスマネジメントについて取り組んでいるか。	（取組内容について）	
	☐	ダブルワーク等の職員の就業体制について適切に把握し、勤務時間を管理しているか。	（取組内容について）	
	☐	離職防止、職員定着及び育成のための取組みを行っているか。	（取組内容について）	
日中支援 の体制	☐	機能低下を防止する取組みを行うなど、利用者ごとの課題や特性に対応した日中支援を行っているか。	（取組内容について）	□問題なし
	☐	日中をGH内で過ごす利用者に対し、どのような日中サービスを提供しているか。	（取組内容について）	
	☐	外出や余暇活動等によって充実した地域生活が送れるよう、利用者ごとのニーズに対応した余暇支援を行っているか。	（支援活動の実績など）	
	☐	多様な障がい特性による対人関係や集団生活における課題に対し、利用者の安全安心な空間を確保するための工夫をしているか。	（工夫内容について）	
	☐	利用者の日中活動系サービス事業所等と、必要に応じ情報共有を行い連携した支援体制を構築しているか。	（連携体制、連携方法、実績について）	

日中サービス支援型共同生活援助運営評価視点

生活環境 の確保	☐	住まいとして生活を送るための必要な環境を居室に整えている。(例：エアコン、寝具、収納用具、カーテン等) 管理的な印象を与えないよう、利用者の意思を尊重し、利用者を主体とした日常生活上の支援を行っているか。	(取組実績について)	☐ 問題なし
	☐	調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	(取組実績について)	
地域に開 かれた運 営	☐	家族や地域住民、自治会活動などへの交流機会が確保されているか。	(交流機会等の実績について)	☐ 問題なし
	☐	地域連絡推進会議は実施しているか。	(実施状況について)	
	☐	利用者に対する指定計画相談支援の提供は別法人が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の状況) 別法人等 () 名中 () 名	
	☐	実習生やボランティアを受入れているか。	(受入人数) 実習生 名・ボランティア 名 (受入事例)	
	☐	障がい児・者基幹相談支援センター、地域の関係機関と連携を図ることで、自らの事業所の活動について理解を促し、バックアップ体制の確保に取り組んでいるか。	(連携内容等について)	
サービス の評価体 制	☐	入居前に利用者 (及び家族) の意向や特性を十分に確認した上で、利用者 (及び家族) の意思やニーズに基づいた契約を行っているか。		☐ 問題なし
	☐	アセスメントやモニタリングの際に、利用者の意に反したサービス提供や、提供の制限がされることのないよう、障がい特性に応じた十分な意思決定支援を行っているか。 (話しやすい環境や時間の設定、十分な情報や明確な選択肢の提供、写真や映像などの本人が理解しやすいツールの使用、他者からの不当な影響を受けない配慮等の取組み)	(取組実績について)	
	☐	他法人の相談支援事業所を利用するなど、多様な視点を取り入れる仕組みを構築し、閉鎖的な支援とならない体制を確保しているか。	(体制の内容について)	
健康管理 の取組	☐	必要に応じ、医師や看護師の訪問等による健康チェックや医療的ケアを提供できる体制を確保しているか。	(体制の内容について)	☐ 問題なし
	☐	通院が必要な利用者については、入居前からのかかりつけ医への通院継続を担保するなど、利用者主体の医療連携体制を確保しているか。	(具体的な医療連携の事例など)	
	☐	必要に応じ、身体能力の維持・向上のためのリハビリテーションを提供できる体制を確保しているか。	(取組実績について)	
食事の提 供体制	☐	身体機能や障がい特性に応じ、介護食の提供、介護用品の活用及び十分な見守り等の支援体制を確保しているか。	(取組実績について)	☐ 問題なし
	☐	利用者の嗜好やアレルギーについて配慮したメニューを用意し、利用者が食事時間を選択できる体制を確保しているか。	(取組実績について)	
人権の尊 重、権利 擁護のた めの取組 み	☐	人権を尊重した支援が行われているか定期的に自主点検しているか。	(点検方法について)	☐ 問題なし
	☐	カメラを設置する場合は、目的を利用者及び従業者へ説明し、利用者のプライバシーに十分に配慮して運用しているか。	(取組実績について)	
	☐	必要に応じて成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、連携した支援体制を構築しているか。	(取組実績について)	

日中サービス支援型共同生活援助運営評価視点

	☐ 排泄・入浴を伴う介助や、居住エリア等については、利用者の性自任に配慮した支援体制に努めているか。	(具体的配慮について)	
	☐ 苦情に関する相談窓口を設置し、苦情発生時はすみやかに事実確認を行い、必要な対応及び説明を行っているか。	(対応実績等について)	
	☐ 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を設置し、必要な体制の整備（虐待防止のための体制、発生後の検証及び再発防止策の検討など）に取り込んでいる。また委員会の開催については形骸化しないための工夫を行っているか。	(設置状況・工夫内容について)	
	☐ 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修をそれぞれ年1回（合同開催可）以上実施し、障害者虐待及び身体拘束にあたる言動や、その防止のための措置についてすべての従業者が適切に理解しているか。	(研修会等の実施状況について)	
	☐ 万が一、虐待（疑い）事案が発生した場合には、すみやかに通報・報告を行い、事実確認や再発防止に取り組んでいるか。	(取組実績について)	
事故対応の体制	☐ 事故・ヒヤリハット発生時の職場内の連絡・報告体制を定め、職員に周知しているか。	(連絡網・体制状況等について)	☐ 問題なし
	☐ 事故・ヒヤリハット発生後に、原因究明や再発防止に係る職場内での協議を行い、職員間で共有しているか。		
	☐ 必要に応じ、適切に家族に連絡しているか。		
	☐ 市への報告を要する事故については、適切に事故報告書を提出しているか。	(実績等があれば)	
	☐ 同一法人内で発生した事故及び虐待については、情報共有を行い、法人全体で運営の改善に取り組んでいるか。	(取組実績について)	
金銭管理の体制	☐ 成年後見制度等の活用、家族等の役割分担等により、利用者の金銭を預かる必要のない体制づくりに努めているか。		☐ 問題なし
	☐ 利用者の金銭を事業所で管理せざるを得ない場合は、預り金規定を作成し、事業所内で2人以上の職員が確認する体制を整備しているか。	(体制状況について)	
	☐ 金銭管理については、事業所内での適切な管理体制に加えて、適宜、本人・家族・後見人等に確認を得ているか。		
短期入所の実施状況	☐ 緊急利用のニーズに対応できる体制を整備しているか。	(緊急体制状況について)	☐ 問題なし
	☐ 入居前に、利用者の障がい特性、衣食住に関する注意事項、服薬状況等を確認し、個別のニーズに応じた支援体制を確保しているか。	(取組実績について)	
	☐ 緊急時等に関係機関と相談・連絡できる体制を確保しているか。	(体制状況について)	
	☐ 継続して入居しているほかの利用者の処遇に支障がないよう配慮しているか。	(どのような配慮があるか)	
	☐ 短期入所の受入れを行っているか。	実人数（ 名）平均利用人数（ 名）	

ひがし あすか 東の飛鳥プロジェクト

しもつけし 下野市では、古代シモツケの中心として栄えた歴史文化の特性を「東の飛鳥」と名付け、「東の飛鳥プロジェクト」によるシティプロモーションを展開しています。

災害が少なく、自然が豊かで「くらし」に「ウツテツケ」の土地であった下野市には、昔から多くの人が暮らしてきたことから、しもつけ古墳群や下野薬師寺跡、下野国分寺跡・尼寺跡など、東国を代表する文化財が多く残されています。

下野市の歴史文化が示す地域資源としての価値は、日本という国が成立した飛鳥時代に都が置かれた、古代文化の発祥の地である奈良県の飛鳥地方と並ぶほどといわれています。

下野市では、東国における飛鳥時代の移り変わりを表す重要な遺跡が集中するという歴史文化の特性を、シティプロモーションに活用しています。



シモツケ
くらし
ウツテツケ

このマークは、東国の古代史を解明するために重要な史跡や文化財が多数保存・継承されてきた「東の飛鳥」である下野市をイメージしたものです。

モデルは、奈良県明日香村に所在する、7世紀末から8世紀初頭にかけて造られた高松塚古墳・キトラ古墳の石室の壁に描かれた東方の守護者「青龍」で、尾を丸め、力がみなぎり高く飛ぶ前の姿にアレンジしています。

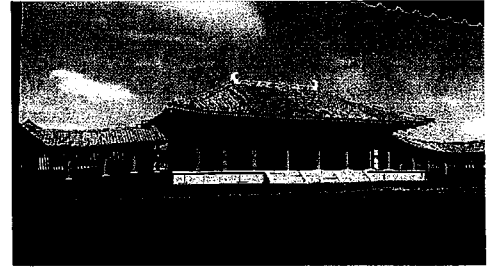
災害が少なく、自然が豊かで「くらし」に「ウツテツケ」だったという東の飛鳥（下野市）の「くらしやすさ」をPRするため、「シモツケくらしウツテツケ」というキャッチコピーを活用するとともに、安全安心でくらしやすいまちづくりの実現を目指します。



よこつかこふん はにわ
横塚古墳の埴輪列
しもつけ古墳群
(復元 CG)



かいろう ごじゅうのとう
下野薬師寺跡の回廊と五重塔
(復元 CG)



こんどう
下野国分寺跡の金堂
(復元 CG)